

心理学・教育学委員会分科会の設置について

分科会等名： 法と心理学分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	心理学・教育学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>法は、人間関係、個人と社会の関係全般に関わる規範であり、心理学はそれらのメカニズムや発達の解明を目指す科学である。それゆえ法学にとって心理学的知見はきわめて有用であり、心理学にとっても法という領域は生きた現実の問題を扱う重要な分野である。</p> <p>本分科会では、法学と心理学の学際的な交流を通じ、犯罪、司法、更生等にかかわる諸問題について議論し、必要な政策提言を行う。また、国家資格として公認心理師が設置されたが、そのカリキュラムには司法・犯罪に関わる心理学も含まれていることから、法と心理学の教育のあり方についても検討する。</p>
4	審議事項	<p>1. 目撃証言や供述、自白における法的妥当性や心理メカニズム、少年犯罪、被害者心理、民事手続きや行政手続き、司法福祉など、犯罪と司法にかかわる法学的・心理学的諸問題について。</p> <p>2. 法と心理学の教育のあり方に係る審議に関すること</p>
5	設置期間	令和2年10月29日～令和5年9月30日
6	備考	※事実上の継続